

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第73号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第16条第4項</u>の規定により、職業能力開発校の位置、名称その他職業能力開発校の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第16条第3項</u>の規定により、職業能力開発校の位置、名称その他職業能力開発校の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。